２０１０年4月２７日

各　　位

会社名　　コマツ（株式会社　小松製作所）
代表者名　　代表取締役社長　野路　國夫
本社所在地　東京都港区赤坂二丁目３番６号
コード番号　6301 東、大（各第一部）
問合せ先　　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　浦野　邦子
ＴＥＬ：０３－５５６１－２６１６

「取締役報酬制度の改定」ならびに
「当社の取締役に対して株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の額および内容の件」
に関するお知らせ

当社は、報酬諮問委員会の審議結果およびその答申を踏まえ、2010 年４月 27 日開催の取締役会において、取締役報酬制度を下記１．のとおり改定することを決議いたしました。それに伴い、当社の取締役に対して、新たな「業績連動報酬」の考え方に基づき「株式報酬」として付与する新株予約権に関する報酬等の額および内容の件について、下記２．のとおり 2010 年６月 23 日開催予定の当社第 141 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．取締役報酬制度の改定

(1)目的

取締役報酬の連結業績との連動性をさらに高め、かつ株主の皆様との利益意識を共有し長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすることを目的として、改定いたします。

(2)内容

当社の取締役に対して、固定報酬部分である月次報酬とは別に、「業績連動報酬」部分について連結業績を指標に支給合計額を決定することとし、その内訳を①現金報酬（賞与）および②株式報酬で構成することといたしました。

新たな「業績連動報酬」の支給合計額は、連結業績におけるＲＯＥ（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）およびＲＯＡ（総資産税引前当期純利益率）を基本指標とし、成長性（連結売上高伸率）・収益性（連結売上高セグメント利益率変動幅）を加味して、下表の割合で評価し毎年算出します。「業績連動報酬」の水準は、取締役の年間報酬総額（固定報酬（月次報酬）と業績連動報酬の合計額）の 60%相当を上限とし、下限は無支給（その場合の取締役報酬は、固定報酬のみとなります。）となります。

	指標	割合
基本指標	連結ＲＯＥ（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）	70%
	連結ＲＯＡ（総資産税引前当期純利益率）	30%
調整指標	連結売上高伸率・連結売上高セグメント利益率変動幅による調整	

①現金報酬（賞与）

「業績連動報酬」の支給合計額の３分の２相当は、賞与として現金で支給することといたします。

②株式報酬

「業績連動報酬」の支給合計額の残りの３分の１相当については、「株式報酬」として支給することといたします。「株式報酬」は、株式の直接交付が現行法制度のもとにおいて困難であるため、同様の効果を得られる、行使に際して払い込む１株当たりの金銭の額を１円とする新株予約権を付与する方法で支給するものといたします。また、取締役による当社株式の長期保有を促進するためにガイドラインを設定し、株主の皆様と取締役との利益意識の共有を図るものといたします。

当該「株式報酬」の承認をお願いする下記２．「当社の取締役に対して株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件」が当社第 141 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）において承認された場合は、当社の取締役に対する従前のストック・オプションについては新たな付与はいたしません。

なお、取締役の固定報酬部分（月次報酬）については、従前と変更ありません。また監査役の報酬は固定報酬（月次報酬）のみであり、監査役は新たな「業績連動報酬」の対象ではありません。

２．当社の取締役に対して株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の額および内容の件

(1) 議案提案の理由

当社は、2010 年４月 27 日開催の取締役会において、取締役報酬の連結業績との連動性をさらに高め、かつ株主の皆様との利益意識を共有し長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすることを目的に、取締役報酬に新たな「業績連動報酬」を導入することを決議いたしました（上記１．「取締役報酬制度の改定」を参照）。

これに伴う新たな「業績連動報酬」のうち、当社の取締役に対して「株式報酬」として付与する新株予約権の内容を、下記(2)に記載のとおりといたします。

上記「株式報酬」として付与する新株予約権に関する報酬等の額は、年額 360 百万円以内（うち、社外取締役分は 50 百万円以内）といたしますが、この「株式報酬」のための報酬等の額は、2007 年６月 22 日開催の第 138 回定時株主総会において承認された当社の取締役に対するストック・オプションのための報酬等の額と同額です。

今回承認をお願いする当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対する「株式報酬」として付与する新株予約権の内容は、新たな取締役報酬制度の趣旨に則り、取締役の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、長期的な企業価値向上への動機づけに資することを目的として発行されるものであり、相当なものであると考えております。

本議案の承認可決後は、本定時株主総会において承認された額および内容の範囲内で、毎年、当社取締役会の決議により、「株式報酬」としての新株予約権を発行し、当社の取締役に対して

割り当てる予定です。

現在の当社の取締役の員数は 10 名（うち、社外取締役３名）であり、本定時株主総会において取締役選任議案が承認されますと、それぞれ同数となります。

(2)議案の内容

①当社の取締役に対する月次報酬とは別に、当社の取締役に対する「株式報酬」として付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額 360 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）とする旨、および当該 360 百万円のうち、社外取締役に対する報酬等の額を年額 50 百万円以内といたします。

②当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して「株式報酬」として付与する新株予約権の内容は、以下のとおりといたします。

ⅰ新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の総数 2,390 個（うち、社外取締役分は総数 330 個）を、各事業年度に係る定時株主総会の日以降１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

当社普通株式 239,000 株（うち、社外取締役分は 33,000 株）を、各事業年度に係る定時株主総会の日以降１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、取締役および社外取締役それぞれに対する数につき、調整後付与株式数に上記新株予約権の総数を乗じた数を株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。ただし、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

ⅱ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

ⅲ新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）から３年を経過する日より５年間とする。

ⅳ譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

ｖ新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より３年間（ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。）に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社取締役会において定める。

＜ご参考＞ 2010 年度に発行する当社取締役に対して株式報酬として付与する新株予約権について

上記本定時株主総会への提案「当社の取締役に対して株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等および内容決定の件」が承認された場合は、2010 年度に発行する当社の取締役に対して株式報酬として付与する新株予約権は上記１の新たな「業績連動報酬」の中の「株式報酬」に当たり、上記の指標に基づく当期「業績連動報酬」の支給合計額の３分の１に相当し、発行する新株予約権の総数 210 個（うち、社外取締役分は総数 21 個）を新株予約権の上限とし、当社普通株式 21,000 株（うち、社外取締役分は 2,100 株）を発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とすることを予定しております。

以上